

環廃対発第 060609003 号

平成 18 年 6 月 12 日

各都道府県一般廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部  
廃棄物対策課長

### 廃棄物処理施設解体時等の石綿飛散防止マニュアルについて

廃棄物処理施設を解体する場合の石綿飛散防止対策は、建築部分については既存のマニュアル等に従い実施されるが、工作物（プラント施設）については、処理対象物の性状や量などに応じて施設が個別に設計施工され、また設計図書等によっても石綿含有製品の有無が確認できない場合があるため、石綿含有製品の使用箇所の把握が難しく、今までそうした対策を取りまとめた文献も存在しなかったところでは。

このため、アスベスト対策の一環として、工作物の解体等により発生する石綿含有製品からの飛散防止のため、使用箇所が容易に把握でき、飛散防止対策を適正かつ円滑に実施できるようにするため、別添のとおりマニュアルを作成しました。

つきましては、管下の市町村に対し、廃棄物処理施設の解体時等に、本マニュアルが活用され、適正な石綿飛散防止措置がとられるよう、周知方をお願いします。

別添 省略

下記URL参照

<http://www.env.go.jp/air/asbestos/index6.html>